

公 告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営今池地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第6項で準用する第87条の2第8項の規定により関係書類を縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第6項で準用する第87条の2第9項の規定により、令和8年9月16日までにこの公告をした者に意見書を提出することができます。

令和8年8月19日

新潟県上越地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画の概要

2 縦覧に供する期間

令和8年8月20日から令和8年9月16日まで

3 縦覧に供する場所

上越市農林水産整備課ウェブサイト

4 意見書の提出の方法

次のいずれかの方法により意見書を提出してください。

(1) 新潟県上越地域振興局農林振興部に郵送する。

郵便番号：943-8551

所在地：上越市本城町5番6号

(2) 新潟県上越地域振興局農林振興部農用地課に持参する。

(3) 新潟県上越地域振興局農林振興部にファクシミリで送付する。

025-526-4080

(4) 新潟県上越地域振興局農林振興部の電子メールアドレスに送付する。

ngt111940@pref.niigata.lg.jp

5 その他

県は、計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域振興局等において閲覧等により公表します。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。なお、公表の際には住所氏名は公表されません。